

第30号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

水道法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第5条」を「第6条」に改める。

第35条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 7,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。